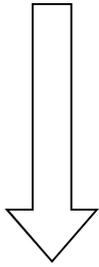


◀◀ 理容所・美容所の開設の手続き ▶▶▶

事前相談



- ・施設工事着工前に施設の図面等を持参の上、事前にご相談ください。
- ・理(美)容師免許証、管理理(美)容師修了証書の確認をしてください。

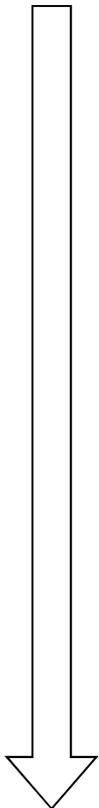
手続きは厚生労働大臣の指定登録機関で行うこととなります。
以下の連絡先までお問合せください。

- 【手続き】・本籍又は氏名を変更した場合（書換え）
- ・紛失した場合（再交付）

【連絡先】(公財)理容師美容師試験研修センター本部
〒151-8602 東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01 (8F)
TEL : 03-5579-6878
ホームページ : <https://www.rbc.or.jp>

- ・その場所で営業ができるか確認をしてください。(詳細は裏面)

書類の提出



- ・窓口にて必要な書類一式を提出していただきます。

(受付時間 : 午前9時から午後4時30分まで)

- ・施設調査の日程を調整します。

※書類を提出した時点ですぐに営業ができるわけではありません。

確認通知書が交付されてから営業できるようになります。交付には施設調査後1週間程度かかりますので、余裕を持って提出してください。

①理容所・美容所開設届
②理(美)容師免許証(原本の提示) 免許証記載の氏名が旧姓のままの場合は、氏名の変更履歴がわかるもの(運転免許証、戸籍謄本等)も提示
③従事する理(美)容師についての医師の診断書(結核、伝染性皮肤病疾患) 医師の印又は署名があるものであって、発行後3ヶ月以内のもの
④管理理(美)容師の管理講習会修了証書(原本の提示+コピーの提出) 理(美)容師としての従事者が常時2名以上の場合、管理理(美)容師が必要
⑤理(美)容所の平面図 設備等の配置や、部屋の寸法を記入(裏面の例を参照)
⑥理(美)容所周辺の地図 調査時に駐車する場所の有無(有の場合は場所)を記入
⑦外国人が開設の届出をする場合は、住民票の写し 国籍等が記載されているものに限る
⑧検査手数料 現金のみ

施設調査



- ・施設調査の際は、業者等が立ち会ってください。

※基準に適合しない場合は手続きが完了しません。

不適事項については改善し、再調査を受けてください。

確認通知書の交付
(営業開始)

- ・施設調査の完了後、確認通知書を作成します。

※確認通知書の交付は施設調査後1週間程度かかります。

通知書の交付日は現地調査時にお伝えします。通知書を受け取る際は施設調査時にお渡しする交付書を必ず持参してください。

浜松市保健所 生活衛生課

中央区(三方原地区を除く)

〒432-8550 浜松市中央区鴨江2-11-2

TEL : 053-453-6112

FAX : 050-3737-7512

浜松市保健所 浜北支所

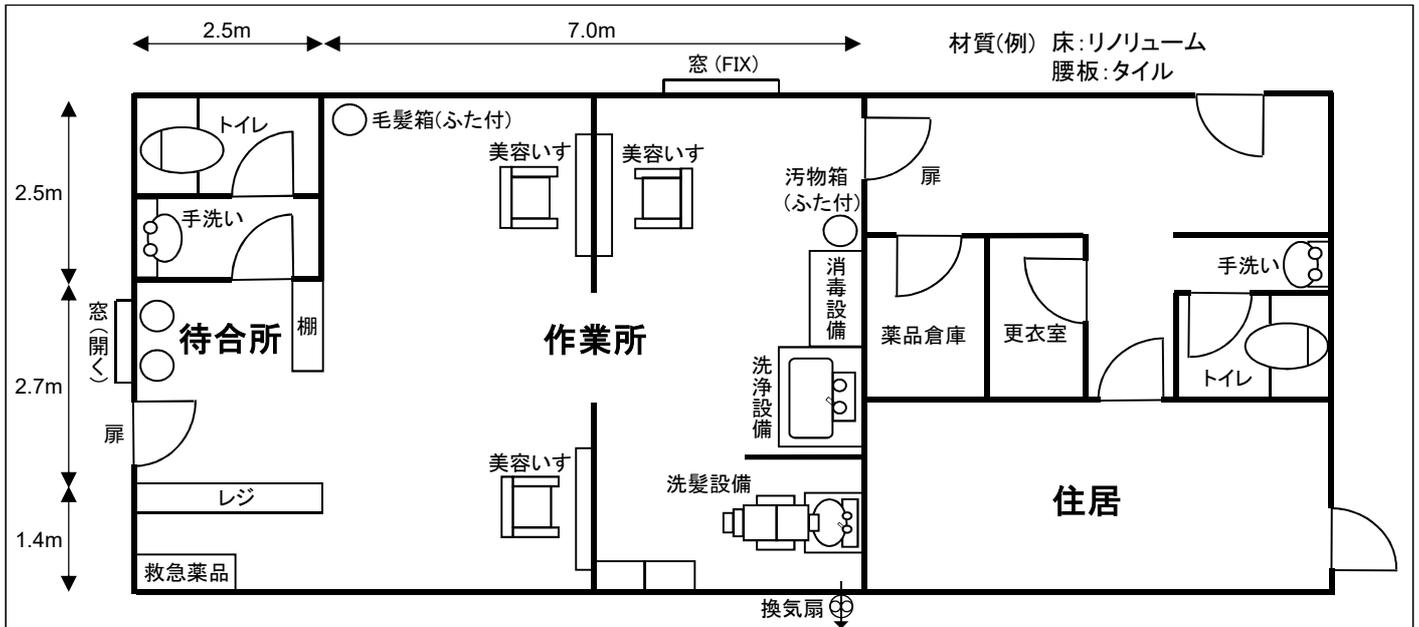
中央区の一部(三方原地区)、浜名区、天竜区

〒434-8550 浜松市浜名区貴布祢3000

TEL : 053-585-1398

FAX : 053-585-3671

理(美)容所の構造設備基準及び平面図(記載例)



①他の施設との区画

- ・理(美)容所以外の施設(住居など)と、隔壁・扉などにより区画されていること。
- ・理(美)容所の区画を通らないと他の区画(住居など)に行けない構造になっていないこと。

②作業所、待合所

- ・作業所と待合所を区分すること。
- ・作業所の面積(内寸面積)は、理(美)容いす(洗髪設備は除く)2脚までは9㎡以上、1脚増すごとにプラス3㎡以上であること。(例：5脚設置の場合、 $9+3 \times (5-2) = 18\text{㎡}$ 以上)

③床などの材質

- ・床及び腰板には、不浸透性材料を使用すること。
(例：コンクリート、タイル、リノリウム、フローリング、クッションフロア など)

④洗浄設備

- ・従事者の手指、使用器具などのための流水式洗浄設備を作業所内に設けること。

⑤消毒設備

- ・以下の消毒設備を作業所内に設けること。
【必須】薬液(エタノール又は次亜塩素酸ナトリウム)及びその専用容器又は煮沸消毒器
【任意】紫外線照射保管庫その他の消毒設備

⑥汚物箱、毛髪箱

- ・ふた付きのものをそれぞれ1個以上備えること。

⑦救急薬品等

- ・外傷に対し必要な救急薬品及び衛生材料を備えること。

⑧作業面の照度

- ・作業面の照度が100ルクス以上となるように採光又は照明が設けられていること。(検査時測定)

⑨換気方法

- ・換気ができる構造であること。(施設の炭酸ガス濃度が5,000ppm以下であること)

その場所で営業ができるか事前に確認してください

- ・地域によっては理(美)容所の営業ができない場所があります。
- ・保健所からの理(美)容所の確認通知書を取得しても、場合によっては、建物の使用を制限され営業できないことがありますので、使用する建物の用途がその地域の建築物の制限に適合しているか事前に確認してください。

①区域区分の確認

※区域区分は「市街化区域」「市街化調整区域」「都市計画区域外」に分かれます。

中央区・浜名区の一部(旧北区)	浜名区(旧北区以外)・天竜区
都市計画課 (TEL:053-457-2371)	北部都市整備事務所 (TEL:053-585-1161)

②区域区分の制限の確認

※「都市計画区域外」の場合は営業ができるので確認の必要はありません。

市街化区域の場合	市街化調整区域の場合
建築行政課 (TEL:053-457-2472)	土地政策課 (TEL:053-457-2643)

※北部都市整備事務所の管轄については、同一部署で区域区分と制限の確認ができます。